

## 新日吉小五月会の構造と変遷

齋藤 拓海

はじめに

新日吉小五月会は鎌倉時代に新日吉社が五月九日に催していた祭礼であり、鎌倉時代には院が主催し、西面の武士や鎌倉幕府六波羅探題の武士が流鏑馬を勤めるなどの要素があるため、先行研究では院司など院政機構や六波羅探題の評定衆や在京人の分析の材料として用いられてきた<sup>①</sup>。新日吉小五月会そのものをとりあげたのは、藤島益雄氏で関連史料を網羅的に収集し、年表にまとめた<sup>②</sup>。また、渡辺智裕氏は先行研究を整理し、藤島氏の成果に史料を補充して祭礼の創始から衰退までの新日吉小五月会の事例を収集して一覧表としてまとめた<sup>③</sup>。その後、新日吉小五月会自体の分析は長らくおこなわれていなかったが、山本真紗美氏が新日吉小五月会の成立と展開について、鎌倉期の新日吉小五月会を分析し、幕府と朝廷との関係、小五月会の意義・機能・変遷を考察した<sup>④</sup>。山本氏は後白河院政期には新日吉小五月会は私的遊興、院御所の私的鎮守祭としての性格が強く、後鳥羽院政期に公的な祭礼として転化し、院の軍事力と華やかさを観衆に見せつけ、院権力の強化を可視的に表現する場となり、承久の乱後は、朝廷と幕府による公武の共同開催となり、治天の地位を象徴する行事となったとした。

山本氏は新日吉小五月会を祭礼内容を概観した上で承久の乱後の朝幕

関係の中で論じているが、祭礼の次第、運営、財源などの基本的事実、祭礼の構造など新日吉小五月会そのものについてさらに考察の余地がある。また、後白河・後鳥羽院政期と承久の乱以降の変遷についても後白河院政期の私的鎮守祭から後鳥羽院政期の公的な祭礼に転化したという以上の言及は少なく、変遷の内実を明らかにする必要がある。遠藤基郎氏は新日吉小五月会について「武家を定位した恒常的な儀礼」とし、また「朝廷儀礼全体の中での新日吉社小五月会の位置づけの検討を通して慎重に見極めるべき」とされた<sup>⑤</sup>。本稿では、新日吉小五月会の祭礼次第・空間・観衆、運営形態、財源を検討して祭礼の具体像を復元し、その構造と変遷を明らかにしていきたい。

本稿で詳述するように新日吉小五月会には院庁、社家、近衛府、六波羅探題と様々な組織が運営に関与し、諸国所課、荘園所課、御家人役と経費調達において多様なあり方を示した。平安・鎌倉時代の儀礼研究で論点となるのは、運営形態と財源のあり方である。

中世朝廷・公家儀礼についての体系的な先行研究としては井原今朝男氏の論がある<sup>⑥</sup>。井原氏は中世の院・摂関家などの儀礼に太政官組織と権門家政機関による運営の共同執行、家政機関による諸国所課・荘園所課が見られるとし、これを権門儀礼が国家儀礼に組み込まれていく「殿中行事」、「院中行事」の「公家沙汰」＝国家儀礼化とし、それによって太政官と家政機関による儀礼の共同執行が成立し、共同執行ゆえに権限

を委嘱された家政機関が諸国所課をおこない得るとした。これに対して遠藤基郎氏が、「公家沙汰」は天皇が主催者であるという程度の意味であり、「公家沙汰」は国家儀礼とは言えず、太政官機構の関与する行事全てが「公家沙汰」とは言えないとして権門儀礼の公家沙汰化を否定した。行事の共同運営については、摂関家儀礼には太政官機構の関与は一切無く、院・女院などの行事については、共同運営は上卿・行事弁などが存在する官行事型儀礼に限られること、それらは院の行事運営への関与を本質としていたとしている。また朝廷の認可手続きをとまなう諸国所課の明確な手続きが想定できないとして井原説を批判し、権門諸国所課は受領の権門への贈与慣行が制度化したものととして井原説を批判した。

中世朝廷・公家儀礼全体を論じた井原・遠藤両氏の他にも、儀礼運営に関しては主に御願寺仏事について海老名尚氏<sup>26</sup>、菅真城<sup>27</sup>氏などの先行研究がある。海老名氏は、六勝寺の仏事は上卿・弁が行事となる公家沙汰、一方で六勝寺以外の御願寺仏事には上卿・弁が存在せず、院庁が運営に関与する院中沙汰であったこと、こうした仏事運営形態の違いは寺家上卿・弁の有無に依るものであったことなどを指摘した。菅真城氏は、仏事の実質的な主催者である院が、形式上の主催者を天皇とし、太政官の関与を必要とする「公家沙汰」として行事をおこなうのは、院の「仰」を「国家意志」に転化するためであること、実務を担う官務家・局務家、掃部寮・内蔵寮・検非違使などの諸寮司は「公家沙汰」、「院中沙汰」に関わりなくその運営を支えたことを指摘している。

井原・遠藤両氏の諸国所課論については、上島享氏<sup>28</sup>、中込律子氏<sup>29</sup>、渡邊誠氏<sup>30</sup>などによって批判されている。上島享氏は造営経費の調達を論じる中で、受領の成功によって造営が可能なのにあえて諸国所課で造営経費を調達するのは、院・天皇の国土統治権の表明であったとした。中込律子氏は、院の諸国所課を院の諸国支配権・用途の国家的性格に基づくとし、実態は院と知行国主・受領との相対の關係に基づいて収取さ

れたとした。渡邊誠氏は、五節舞姫、伊勢公卿勅使、中宮入内などに見られる諸国所課が俸料官符や切下文などで徴収される太政官厨家や大蔵省への納入料物であったことを明らかにした。このことから渡邊氏は諸国所課は法的根拠に裏付けられた国家財政からの収取であったとした。

井原説と遠藤説以外は、諸国所課収取の具体的手続きが明らかではなく、また院・摂関家の権威・権力に拠って説明しているために院・摂関家以外の諸国所課を説明し難い。井原説が成立し難いことは遠藤氏の批判の通りである。遠藤説は、諸国所課を受領の私的贈与の制度化とするが、遠藤氏があげた諸国所課の事例の中には、渡邊氏が論証した様に俸料官符・切下文などが出されているものが多く含まれている。諸国所課の中には渡邊氏の言う切下文など法的根拠に基づく収取が多分に含まれていたと思われる、本稿ではその視点を継承したい。

以下、史料引用は割書を( )で示し、返り点を付け、旧字は新字に改めた。

### 一、新日吉小五月会の祭礼内容

本章では新日吉小五月会の祭礼の内容について検討する。

#### 1 祭礼次第

まず、祭礼の次第について見ていこう。後白河院政期には詳細な次第が記録されておらず、詳細は不明であるが、競馬と流鏑馬はおこなわれていた<sup>31</sup>。また、新日吉小五月会と同様に院御所鎮守祭という性格を持つとされる城南寺祭<sup>32</sup>の次第が、後鳥羽院政期以降の新日吉小五月会の次第と類似しており<sup>33</sup>、後鳥羽院政期以後の祭礼の次第はすでに後白河院政期には成立していたと見て良いと思われる。

その後鳥羽院政期の次第を詳細のわかる正治元(一一九九)年の事例

をとり上げ<sup>①</sup>、他の史料で補いながら復元しよう。

公卿・殿上人参入 まず、巳の刻（午前九時〜十一時）ごろ、関白や公卿・殿上人が新日吉社に参入する。承元三（一一〇九）年でも巳の刻<sup>②</sup>、正治二（一一〇〇）年では「辰終許」<sup>③</sup>（午前九時前）とあり、おおむねこの時間帯に公卿・殿上人らの参入があった。

院御幸 関白の参入後、程なくして院御幸があった。承元三（一一〇九）年では未の刻（午後一時〜三時）に院御幸があったとされている。院は簾中に御し、関白が同席する。公卿は北簀子座に東西に分かれて着座する。殿上人は松屋座に着く。承元三（一一〇九）年にも同様の記述がある。

競馬乗尻交名を下す ついで、院が簾中より左大臣花山院兼雅に競馬乗尻交名を下し、兼雅は交名を競馬左右奉行将に下す。正治二（一一〇〇）年では左大臣の九条良経、承元三（一一〇九）年には右大臣の近衛道経が乗尻交名を左右競馬奉行将に下している。参列した公卿院司の最上臈（撰関は除く）がこの役目を勤める様である。

御馬廻 乗尻・舎人が神馬を引き出す。乗尻らは中門から神馬を引き入れ、三度廻らせる。その後、馬を築かれた埒末に引き立てる。承元三（一一〇九）年にも神馬を廻らせている記述が見える。

神輿出御・神物供・王舞・師子舞・田楽・里神楽 神輿が出御し、中門に昇って据えられる。ついで神物を乗尻が役送する。据えられた神輿に王舞・師子舞・田楽・里神楽などの諸芸能を奉納する。承元三（一一〇九）年にも神輿が中門に出御したこと、神物を供えたこと、王舞・師子舞・田楽・里神楽の奉納がおこなわれていたことがわかる。新日吉小五月会の狭義の意味での「神事」はこの部分である。なおどの段階なのかはわからないが、院より御幣が奉納されたことが確認できる<sup>④</sup>。

流鏝馬 正治元（一一九九）年には流鏝馬六番がおこなわれたとあるのみだが、承元二（一一〇八）年<sup>⑤</sup>、承元三（一一〇九）年、建保元

（一一一三）年<sup>⑥</sup>には流鏝馬七番の射手と的立の人名がわかる。承元三（一一〇九）年の時点では射手は院西面、的立は北面が勤め、承元元（一一〇七）年から同三年まで西面が射手となり、北面が的を立てたとされている<sup>⑦</sup>。実際に承元元（一一〇七）年には「御所近習西面衆流鏝、北面五位可立<sup>⑧</sup>、立的有<sup>⑨</sup>仰事<sup>⑩</sup>」（的立ハ流鏝の従者役也、然而為<sup>⑪</sup>嚴重<sup>⑫</sup>有<sup>⑬</sup>此仰<sup>⑭</sup>）と記されており、西面による射手奉仕、北面による的立奉仕は後鳥羽院による強い意志によつて実現したことがわかる。建保元（一一一三）年の射手には承元二（一一〇八）年に的立を勤めた源康重や後鳥羽院北面藤原秀康の弟秀能などの名が見え、承元三（一一〇九）年に「自<sup>⑮</sup>明年<sup>⑯</sup>可<sup>⑰</sup>例年<sup>⑱</sup>云々」とある様に承元四（一一一〇）年以降は例年通り北面が射手を勤めたものと思われる。

競馬 流鏝馬が終わると左右競馬奉行将が庭中座に着き、左右乗尻が院御前を歩いて東から西へ渡り、次に舎人・居飼が引く馬が院御前を渡る。鼓、鉦の担当官人が配置に着く。そして競馬の出走が始まり、七番の競馬が催される。乗尻は正治元（一一九九）年、正治二（一一〇〇）年には、院隨身や撰関隨身を勤める近衛官人が乗尻を勤めていたが、承元元（一一〇七）年から三年までは北面と隨身が乗尻となったとされ、承元三（一一〇九）年には近衛官人と北面の衛門尉・兵衛尉官人などが競馬の各番組の一組とされている。これも流鏝馬と同様に承元三（一一〇九）年までの後鳥羽院の仰せによる特別な措置であり、建暦二（一一一一）年の乗尻は近衛官人二人で一組に戻っている。近衛官人が乗尻を勤めるのが通例であった。

總頭 競馬が終わると、勝者か持（引き分け）の乗尻が院の御前に参り、左右の念人となつている貴族たちが彼らを出迎え、總頭を与えた。

神輿還御・院還御 總頭が終わると、中門に据えられていた神輿が還御する。神輿還御の後、公卿が下臈から起座し、院が還御する。院の還御の後に撰関・公卿以下の参列者が退出していく。正治元（一一九九）

年では終了時は「乗燭」であり、また承元三（一一〇九）年には「日入間」であった様におおむね日没ごろに新日吉小五月会の次第は終了した様である。

承久の乱後の次第で詳細がわかるのは宝治元（一二四七）年の事例である<sup>26</sup>。公卿・殿上人参入、院御幸、神馬廻、神輿出御、神物供、田楽など芸能の奉納、流鏑馬、競馬、院還御・神輿還御といった流れは基本的に後鳥羽院政期の次第と変わりはない。

唯一大きな変更点は、流鏑馬が鎌倉幕府御家人の勤仕となったことである。流鏑馬奉仕者は六波羅探題の北方・南方や在京人などであり、院から「関東」<sup>27</sup>鎌倉幕府に仰せ遣わされ、「関東下知」<sup>28</sup>によって流鏑馬を奉仕していた<sup>29</sup>。後鳥羽院政期における院西面の流鏑馬奉仕は特例措置であり、承久の乱後に西面が廃止されても、院北面による流鏑馬奉仕は可能であった<sup>30</sup>。それがあえて変更されたところに幕府の強い意志を見ることが出来る。

院御幸が無い場合は祭礼の次第が変化する。承久三（一二二二）年以後、天福年間に後堀河院が御幸し、宝治元（一二四七）年に後嵯峨院が御幸するまで院御幸が絶えており、その間は従来の形式にのっとり新日吉小五月会が催されたが、流鏑馬・競馬はおこなわれなかった<sup>31</sup>。また、文永一〇（一二七三）年、前年に後嵯峨院が没し、龜山天皇親政であつた時期であるが、治天の君としての院が存在せず、院御幸は無かつた。この時は後院が運営に関与し<sup>32</sup>、神輿出御、神物供、神楽、道張舞、師子舞、田楽、神輿還御という次第でおこなわれ、流鏑馬・競馬はおこなわれなかった<sup>33</sup>。流鏑馬・競馬は院御幸に付随するものとして捉えることができる。

## 2 祭礼空間

新日吉小五月会は新日吉社の祭礼であり、次第の最初から最後まで新日吉社の境内でおこなわれた。それは平安時代末期から鎌倉時代まで変

わることは無かつた。新日吉社は後白河院が永暦元（一一六〇）年に日吉社から勧請したものであり<sup>34</sup>、院御所法住寺殿の鎮守である。山本氏は新日吉社は「皆准二京御所」<sup>35</sup>であり、院御所に準じた後白河の日常空間であり、「後白河院政期の新日吉小五月会を後白河の私的遊興性の強い祭礼であつた」とされる<sup>36</sup>。山本氏はまた公卿の参列や次第の整備から後鳥羽院政期に新日吉小五月会が「公的な祭礼」に転化したとされる。本稿で取り上げたいのは法住寺殿の衰退である。

寿永二（一一八三）年一月九日、法住寺殿は法住寺合戦によつて焼亡してしまう<sup>37</sup>。その後、建久二（一一九一）年一二月に源頼朝の援助によつて再建されるまで八年間荒廃していた<sup>38</sup>。後白河院が没するとその遺骸が法住寺法華堂に葬られている<sup>39</sup>。建久九（一一九八）年に讓位直後の後鳥羽院が御幸するなど一応邸宅として機能している様子が見えるが、承元三（一一〇九）年に後鳥羽院の新御所烏丸亭に法住寺殿の舎屋の一部が移築される<sup>40</sup>など、法住寺殿の邸宅としての機能は基本的に後白河院政期で終わっている。後鳥羽院政期には法住寺殿は院御所ではなくなっており、新日吉小五月会は院御所の鎮守祭ではなくなつていたのである。本来の意義を失つた新日吉小五月会を後鳥羽院があえて大々的に催した意味について考えなければならない。

後白河院政期、新日吉社は前述の様に後白河院が院御所法住寺殿の鎮守として勧請し、院の日常空間であり、死後は院は法住寺法華堂に葬られた。後鳥羽院政期以降も新日吉社一帯は後白河院を象徴する空間であつたのである。後鳥羽院政期以降の新日吉小五月会は後白河院を意識していると言つても良いだろう。

## 3 観衆

後白河院政期に於ける新日吉小五月会の史料はそのほとんどが『玉葉』であるが、記主九条兼実が新日吉小五月会に参列している事例はなく、全てが伝聞として記述されている。院から参列を命じられた記述も

無い。兼実の新日吉小五月会への関わり方は、自分の隨身が競馬の乗尻に選ばれるという形が多く、競馬終了後に報告に来た隨身に纏頭を賜った例<sup>42</sup>、競馬の乗尻に自分の隨身が選ばれたが、その人選に不満でその旨を後白河院に伝えるも音沙汰が無かった例<sup>43</sup>などがある。他には『山槐記』治承二（一一七八）年五月九日条にやはり記主藤原忠親の伝聞としての新日吉小五月会が記述されている。一方、参列者としては藤原隆季が確認できる<sup>44</sup>。山本氏も指摘する様に、後白河院政期の新日吉小五月会の参列者はごく近い側近に限られていたと思われる。民衆の見物については、伝聞記事以外の史料が無いためにわからないが、後鳥羽院政期以降の盛況ぶりを見るに、無かつたとは考えにくい<sup>45</sup>。

後鳥羽院政期には、正治元（一一九九）年に「凡見物之者不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>幾千一、棧敷并車同<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>」<sup>46</sup>とあり、大観衆であつたことがわかる。また、この日には、「左大臣以下人々参集」とあり、一五人の公卿が参集しており、殿上人の参集も確認できる。正治二（一二〇〇）年でも「参仕上達部」として左大臣九条良経、内大臣土御門通親以下、一五人の名が列挙されていた<sup>47</sup>。こうした公卿殿上人は、院の催しによつて新日吉小五月会に参列していた。承元三（一二〇九）年には後鳥羽院の使者から近衛家実に「来九日新日吉小五月為<sup>二</sup>見物<sup>一</sup>□可<sup>レ</sup>参者」との院の催しが伝えられ、家実は「可<sup>レ</sup>参之由」を申し立てている<sup>48</sup>。また、承元四（一二一〇）年には、後鳥羽院の命により左少弁定高が訪れ、翌日の参列の有無を確認している<sup>49</sup>。この様に観衆については、貴族から庶民まで幅広い層に渡つたと思われる。

承久の乱後も観衆の質は基本的に変わっていない。天福元（一二二三）年には「貴賤上下群<sup>二</sup>集棧敷<sup>一</sup>云々」<sup>50</sup>とあり、大観衆の見物が見える。また、御幸次第に公卿六人、殿上人九人の名が見えるほか、近衛家実ら見物の公卿が棧敷に参会している様子も見える。新しい要素としては、宝治元（一二四七）年に見える北条重時の様な鎌倉幕府六波羅探

題関係者や関東申次西園寺実氏の見物である<sup>51</sup>。天福元（一二二三）年には、「武士車等不<sup>レ</sup>憚<sup>二</sup>御幸<sup>一</sup>、競<sup>二</sup>馳路傍<sup>一</sup>之間、供奉人等周章云々」<sup>52</sup>とあり、これも重時ら六波羅探題関係者の車と思われる。

以上、論じてきたように新日吉小五月会とは、後白河院を象徴する空間である新日吉社において神輿出御から田楽など各種芸能の奉納がおこなわれる祭礼であり、時の治天の君が御幸し、御幣・流鏑馬・競馬<sup>53</sup>を奉納した。小五月会には公卿・殿上人たちが御幸に供奉したり、見物に訪れたりしたほか、庶民も見物に訪れており、貴賤を問わない大観衆のもとでの大規模な祭礼であつた。

## 二、新日吉小五月会の行事運営

本章では、新日吉小五月会の行事運営について検討する。

**院中沙汰** 後白河院政期には詳細な記事が無く、実態はよくわからない。説話から断片的な記述を拾ってみると、承安元（一一七一）年に大納言藤原隆季が「奉行」とされ、院主典代、庁官が運営に関与している様子が見られる<sup>54</sup>。隆季は後白河院執事であり、院行事の実行責任者としてよく現れる<sup>55</sup>。新日吉小五月会と同様の性格を持つとされる城南寺祭の行事運営を挙げると、公卿院司最上臈の右大臣藤原公能と院執事藤原家明が院主典代中原政泰や藤原忠親ら左右競馬行事将を指揮しておこなっている<sup>56</sup>。おそらく、後白河院政期の新日吉小五月会は城南寺祭と同様に院執事が院庁職員らを指揮して運営にあたつていたと思われる。そうしたあり方は院司機構の変遷はあるが、後鳥羽院政期以降のあり方と大きな違いは無い。

次に後鳥羽院政期の運営組織であるが、こちらも記述は断片的である。

祭礼次第で述べた様に院から乗尻交名を下され、左右競馬奉行將に下すのは参列した公卿院司の最上臈である。左右競馬奉行將は左右の近衛次將が勤めている<sup>52</sup>。また建暦二(一一二二)年には「祭礼奉行」として高階経時の名が見える<sup>53</sup>。経時は後鳥羽院近臣であり、この「祭礼奉行」は後に見える奉行院司と同じものである<sup>54</sup>。

承久の乱後に至り、新日吉小五月会の運営組織について詳細な記述があらわれる。まず天福元(一一三三)年の例を見てみよう<sup>55</sup>。まず「社頭事」を院司左中弁藤原為経、「兼日雑事」を院司勘解由次官平知宗、「社師子形・王舞装束以下事」を公卿別当三位高階経時、「御幸事」を右中弁藤原光俊が奉行している。几帳・屏風・帷などの会場設営備品は知宗が奉行し、公卿・殿上人の参列催促は為経が奉行している。この年は「如レ此行事相分事先例未レ聞」「両三人相二分奉行」之条、無二先例一云々と記される様に複数の奉行院司に担当が分かれている異例の体制であった。通常は宝治元(一一四七)年の平時継<sup>56</sup>、建長二(一一五〇)年の藤原高雅<sup>57</sup>など一人の奉行院司が担当していた。

次に宝治元(一一四七)年の例を見ていきたい。この年の新日吉小五月会は運営をとりしきった院執権葉室定嗣が詳細な記録を遺している<sup>58</sup>。まず八日に院が競馬の乗尻を決定し、前内大臣土御門定通が左右競馬奉行將に下している。この定通は院執事土御門顕定の父であり、事実上の執事として活動していたとされ、実務から離れていた執事が決定段階では院司のトップとして参画していたとされる<sup>59</sup>。

ついで新日吉小五月会当日の九日である。院執権の定嗣は辰一点(午前七時ごろ)に御所からの召しにより参上した。院御幸前に乗尻の改定があったため、御教書で左右奉行將に改定を伝えている。院の御幸に随行して新日吉社に到着すると、院から召され「社頭事」を仰せ下された。定嗣は奉行院司平時継を召して子細を問い、院に申し上げている。この「社頭事」とは小五月会の開始前の準備状況を確認したものであろう。

次に公卿の着座を促す院の仰せを左大臣鷹司兼平に伝えた。参列者の着座が終わったころ、奉行院司平時継から準備完了の報告がされる。次に定嗣は左大臣鷹司兼平に競馬番文を下し、兼平から左右競馬奉行將に番文が下される。神事が終わると奉行院司平時継が競馬を開始させた。宝治元(一一四七)年の例では見えないが、流鏝馬も奉行院司が管轄していた<sup>60</sup>。この様に新日吉小五月会の運営は院執権の指示のもとに奉行院司がとりしきっていた。さらに奉行院司のもとに奉行主典代が存在し<sup>61</sup>、奉行院司の指示で開始の下知などをおこなっていた<sup>62</sup>。宝治元(一一四七)年には奉行主典代が後日、院執権葉室定嗣のもとに雑事についてまとめて注進しており、定嗣は日記に掲載している<sup>63</sup>。これから行事運営の実務を主典代以下の院庁が担っており<sup>64</sup>、院執権が全体を統括していたことがわかる。

こうした運営形態は、先行研究が論じるところの「院中沙汰」であり、史料上でも「院中沙汰」<sup>65</sup>との表記が見られる。その運営方式に上卿・行事弁など太政官機構の関与は見られず、これに対応して新日吉社に上卿・弁は存在しない。治天の君不在時に天皇・太政官が行事運営に関与することは無く、後院沙汰であった。「院中沙汰」であっても左右近衛府をはじめとして諸寮司が運営に奉仕しているのも先行研究の指摘する通りである。院政期から鎌倉期を通じて運営形態の変化は見られず、一貫して「院中沙汰」であった。

**院庁と社家** 雑事注文の内容から行事運営の内容と分担がわかる。社家つまり新日吉社がおこなうのは、進物所・念人の松屋・乗尻の帷の設営、院を迎える御所の修理・舗設、田楽本座の装束調達、境内の掃除・敷砂、棧敷に据えられる供御の用意、そして神輿、御幣、祝師、八女、師子舞、道張舞(王舞)、神宝、田楽二座、神馬といった神事の遂行である。社家は主に会場設営、神事の準備・遂行などをおこなっている。供御の用意は社家が院を迎えて接待する立場にあるためである。これ

ら社家の運営は院庁と連絡をとり、その監督のもとでおこなわれた<sup>65</sup>。

この他に挙げられているのは、柱松の伐採、松葉の寺社からの調達、幔・疊・屏風・几帳・打板・樋台などの会場設営用具の御所・貴族・寺社よりの借用、今熊野からの道張舞装束借用、社家の太鼓・鉦鼓の修理、左右衛門・近衛府に命じての埒造作、競馬の試走、院御廐の管轄する鳥羽殿からの人夫動員、弘筵の諸国からの調達、日隠・長櫃の調達、櫛装束の社家への貸与、競馬乗尻装束・酒肴の諸国所課である。柱松の伐採は社家の懈怠による特例であろう。このうちの競馬の試走、馬場の埒造作、乗尻装束・酒肴の諸国所課は院庁の監督のもとに近衛府がおこない、その他は院庁が御廐・細工所など院庁下部組織や諸権門に命じておこなっていた。院庁がおこなうのは人夫の動員、諸権門・諸国からの物品の調達、太鼓・鉦鼓の修理、櫛装束の貸与などであり、主に社家外からの人員・物品調達によって社家の神事運営を支援していた。

**流鏑馬** 流鏑馬の運営に関しては、前述した様に院から鎌倉幕府に流鏑馬奉仕が仰せ遣わされる。その後、鎌倉から京の六波羅探題に流鏑馬奉仕が命じられ、六波羅で探題の北方・南方のふたりが沙汰し<sup>66</sup>、在京人から人選がおこなわれたと思われる<sup>67</sup>。奉仕者の交名が作成され、奉行院司に渡り、当日に院に進められていた。競馬の場合は宝治元（一二四七）年の例に見られる様に乗尻の改定が院側でおこなわれていたが、流鏑馬の場合は六波羅探題がおこなっていたと思われる。また、新日吉社の馬場で前もって流鏑馬の「習礼」<sup>68</sup> 予行演習がおこなわれていた。この予行演習は奉行院司と六波羅探題とでおこなわれたのであろう。流鏑馬の奉仕者にはほぼ必ず六波羅探題の北方と南方が含まれており、予行演習と当日に流鏑馬を奉仕する在京人を引率していたのは彼らであろう。この様に流鏑馬の運営は、奉行院司の監督のもとで幕府の命を受けた六波羅探題がおこなっていた。

承久の乱以前の流鏑馬については、前述の様に院北面・西面が奉仕し

ていた。後鳥羽院政期、上北面が下北面と西面を指揮しており<sup>69</sup>、承久以前の流鏑馬は奉行院司と上北面を通して奉仕者が動員されていたと思われる。ただし、後鳥羽院と西面は上北面でもあった京都守護平賀朝雅を通すことなく、個々に結合していたとされているため<sup>70</sup>、承久以降の幕府・六波羅探題に流鏑馬の運営を任せるとは異なり、後鳥羽院が奉仕者の選定などをおこなっていた。前述した様に後鳥羽院の強い意志によって西面の流鏑馬奉仕が実現しているが、これは後鳥羽院が流鏑馬の運営に直接指示を出していたことを示している。

**競馬** 次に競馬の運営について見ておこう。競馬の奉行将の運営については『実躬卿記』の別記である「弘安九年新日吉小五月会競馬奉行記」に詳しい。

それによると弘安九（一二八六）年四月二四日に、院から右近衛権中将の三条実躬に競馬の奉行を命じられた。実躬は未練と日数に余裕が無いことから固辞しようとするが、許されず、右方の競馬奉行将となった。まず実躬は左方の競馬奉行将である源頼資に会い、左右念人の分配、乗尻装束・酒肴の諸国所課、二六日の出走馬の試走について協議している。実躬は右衛門督に当日に近衛府が設営する埒（衛門府が柴を調達）について連絡し、また右近衛頭に右近念人・馬乗（乗尻）の交名を注進する様に命じた。おそらく諸国に乗尻装束・酒肴調進を命じる御教書もこの時に発したものと思われる。そして、庁頭が用意した念人・乗尻・諸国所課の目録を伝奏に付し、院に奏聞した。

二六日には予定通り出走馬の試走がおこなわれた。実躬ら左右奉行将、院主典代以下の庁官、当日の乗尻が集まり、院御廐や諸国から集められた出走馬を試走した。この日は二番の途中で暴風雨によって終了している。その後、左右奉行将は競馬に用いる太鼓・鉦鼓を実検した。

五月三日には、北山で龜山院臨席のもとに再び試走がおこなわれた。今回は六番がおこなわれた。これは前月二六日に二番で中断したため、

その続きかと思われる。同日、念人・諸国所課について院に詳細を報告し、目録を奏上した。九日に本番を迎えるが、その行動は前述した新日吉小五月会の次第にある通りである。

以上の様に、競馬の運営は近衛次将が勤める奉行将が院庁の監督のもとにおこなっていた。こうした競馬の運営形式は城南寺祭に見られる競馬とほぼ同じであり<sup>2)</sup>、後白河院政期の新日吉小五月会初期から『実躬卿記』に見える様な形式でおこなわれていたと考えられる。近衛府は摂関・院政期から行幸・御幸競馬や臨時競馬、城南寺祭競馬を運営しており、その先例が府に蓄積されていた。乗尻・念人の選定、酒肴・乗尻装束の諸国所課、埒の設営などは蓄積された先例にのっとりおこなわれ、近衛庁頭らが奉行将の指示により、乗尻・念人交名、諸国所課目録などを作成していたと思われる。

以上、論じてきたように新日吉小五月会の運営は院中沙汰であり、出家、院庁、近衛府、六波羅探題の明確な役割分担によっておこなわれていた。後鳥羽院政期以降、院庁は安倍氏が庁務として実務を担う形となっていた<sup>3)</sup>。また、近衛府の実務は院政期から庁頭以下の下級官人が中心となっていた<sup>4)</sup>。神事は出家が、流鏑馬は六波羅探題が実務をおこなっていた。これらの組織が新日吉小五月会の実質的な運営を担っており、龜山院政期、後深草院政期に持明院統・大覚寺統の間で治天の地位が入れ替わっても祭礼の運営に支障が出ることは無かった。

### 三、新日吉小五月会の財源

本章では新日吉小五月会の経費調達のあり方について検討する。財源のあり方は祭礼の性格に直結する要素である。新日吉小五月会の財源については、後白河院政期、後鳥羽院政期の様相は全くわからないため、

承久の乱後のあり方から推測するほか無い。

**神事** まずは祭礼の中核たる神事の経費である。『葉黄記』宝治元(一二四七)年五月九日条には新日吉小五月会の雑事注文が掲載されており、そこに財源の一部が記載されている。まず、新日吉社境内の院を迎える御所の修理・舗設は「社家沙汰」であり、「春日部庄役」とされており、新日吉社の社領より支出されたことがわかる。明確な社領からの支出の記述はこれだけであるが、田楽の本座装束も「社家沙汰」とされており、社領から支出された可能性が高い。前述した明確な行事運営分担から見ても他の神宝や道張舞などの神事の経費も社領から支出されたと思われる。これらの社領荘園は新日吉社の勸請主である後白河院によって寄進されたものであった<sup>5)</sup>。後白河院は新日吉社を勸請し、年中行事としての神事を社家に遂行させるための財源として荘園を設定したのである。

**流鏑馬** 次に流鏑馬の経費である。この流鏑馬の経費は山本氏がすでに御家人役として畿内近国に賦課されたことを指摘している。この流鏑馬の御家人役は在地に賦課しようとした地頭が非法として訴えられている様に、在地への転化は禁じられていた<sup>6)</sup>。これは鎌倉幕府の鶴岡八幡宮放生会流鏑馬の経費調達が在地賦課禁止であるのと同様であった<sup>7)</sup>。承久の乱以前の経費調達方式は不明であるが、『明月記』承元二(一二〇八)年五月九日条の流鏑馬番文には射手の横に「出立之一」とする人物が副えられている。高倉範茂、源有雅、藤原秀康といった院近臣・北面や右大臣近衛道経などである。彼らは射手の装束などを準備し、射手の流鏑馬奉仕を支援したと思われる。これらは近臣らに競馬念人と同様に役として割り振られたものであろう。

**競馬** 次に競馬の経費について見ていこう。前述した様に競馬乗尻装束と酒肴料は競馬奉行将が諸国より徴収することとなっていた。宝治元(一二四七)年の場合、河内、飛騨などの三五ヶ国から乗尻装束が、伊予・讃岐から酒肴が広く少量ずつ徴収されていた。弘安九(一二八六)

年の時点で「装束・酒肴等役国近年太略被<sup>レ</sup>二定置<sup>一</sup>、去年・去々年勤仕国々先遣<sup>二</sup>御教書<sup>一</sup>」<sup>(7)</sup>とされており、おおむね徴収される国が固定されておられ、前年・前々年に徴収した国に御教書を送り、乗尻装束・酒肴料の納入を催促していた。

競馬奉行将による乗尻装束・酒肴料の諸国からの徴収は城南寺祭にも見られ、永暦元（一一六〇）年の城南寺祭では左競馬奉行将藤原忠親が乗尻装束を石見など七ヶ国から、乗尻破子料を越後から、右奉行将藤原家通が周防など九ヶ国から乗尻装束を、因幡から乗尻破子料を徴収している<sup>(8)</sup>。競馬装束の受領からの徴収は院御幸の競馬にも見え<sup>(9)</sup>、近衛府による諸国からの乗尻装束・酒肴料徴収は恒例化していた。新日吉小五月会の競馬の財源もこれらを継承したものであろう。永暦の城南寺祭に見える一八ヶ国と宝治元（一二四七）年の新日吉小五月会の三七ヶ国は必ずしも一致しないため、毎年、徴収料物が諸国に切り分けられていたのが、弘安九（一二八六）年には徴収対象国は固定されるに至ったと思われる。城南寺祭の場合、乗尻装束の徴収対象は院司受領に限らず<sup>(10)</sup>、当日までに送付してこない国々については目録を作り、院主典代に渡し、院庁から納入を催促させた<sup>(11)</sup>。前述の弘安九（一二八六）年の例でも諸国所課の目録を院に奏上しており、城南寺祭と同様に納入の遅滞があつて院庁に催促させた可能性はある。

競馬の諸国所課の法的根拠を考へる上で競馬奉行将が納入国に「先遣<sup>二</sup>御教書<sup>一</sup>」とされているのに注目したい。この御教書が院宣なのか他の御教書なのかはわからないが、何かより「先」に納入国に発せられたのである。渡邊誠氏は諸国所課で権門から納入国に発せられる御教書を官符・切下文などの支払指図書<sup>(12)</sup>の添え状として捉え、官符・切下文の作成に先だつて御教書が発せられることを想定している<sup>(13)</sup>。競馬の諸国所課の場合も御教書の後にこうした支払指図書が発せられた可能性がある。

次に注目したいのが、正安三（一一三〇）年、安芸国が賀茂祭の用途

料二千疋、新日吉小五月会乗尻合袴二腰、伊勢例幣料以外の国役が免除された院宣である<sup>(14)</sup>。院宣の文中に「殊可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>專<sup>二</sup>修造沙汰<sup>一</sup>之由」とある様に安芸国は永仁五（一二九七）年に東寺造営料国<sup>(15)</sup>となっており、この院宣は安芸知行国主としての東寺を対象に下されたものである。ここから新日吉小五月会の乗尻装束・酒肴料が国役として知行国主から徴収されたこと、新日吉小五月会の用途料が賀茂祭や伊勢例幣の用途料と同じく国役免除から除外されていたことがわかる。

安芸国の国役免除の院宣に新日吉小五月会装束料と併記されている賀茂祭用途料、伊勢例幣料は、渡邊氏の言う切下文など法的根拠に裏付けられた国家財政からの収取であつた。

伊勢例幣料の財源は諸国の大蔵省納入料物であり<sup>(16)</sup>、大蔵省切下文によつて徴収された。料物受給者の請奏が奏聞され、天皇の裁可を経て大蔵省切下文が作成され、受給者は料物賦課国の国雑掌に切下文を示し、料物を受け取つた<sup>(17)</sup>。

賀茂祭の用途料としては多種あるが、諸国から徴収するものとして禊祭料がある。禊祭料は「官符国苑」制であり、毎年、行事所と齋院が諸国に料物を割り当て、禊祭料官符を發して諸国より徴収した。国は国下文を發し、齋院司が下文と引き替えに料物を受け取つた。禊祭料は受領功過定の審査項目となつており、受領の納入物でも優先度の高いものであつた<sup>(18)</sup>。また、蔵人所が賀茂祭用途料、唐鞍修理料を諸国から徴収していた<sup>(19)</sup>。

これら伊勢例幣料・賀茂祭用途料と同様に、新日吉小五月会の乗尻装束・酒肴料の財源も国家財政からの支出であつた可能性がある。

まず、乗尻装束料であるが、撰関期の行幸競馬では、近衛府の乗尻装束を用いることとなつており、破損したら修理・新調することとなつていた<sup>(20)</sup>。『延喜右近衛府式』には近衛府の装束について料物を大蔵省・内藏寮に申請し、数年に一度、新調するとある<sup>(21)</sup>。競馬の乗尻装束は大蔵

省・内藏寮から料物を支給されて加工する近衛府の装束であり、競馬乗  
尻装束料の諸国所課とは大藏省・内藏寮からの支給経費をこれら中央財  
政官司を経由せず、直接に近衛府が諸国から徴収したものと想定するこ  
とができる。

また、酒肴料であるが、城南寺祭競馬では「乗尻破子料」<sup>(91)</sup>とされて  
おり、競馬の乗尻に供する酒肴であった。新日吉小五月会競馬の酒肴も  
同様であったろう。ここで参考になるのが、近衛府の騎射手結の饗料で  
ある。騎射手結の饗料は「本府饗料大糧米」とされ<sup>(92)</sup>、近衛府大糧米か  
ら支出されていた。大糧米は近衛府が中央財政官司を経由せず、使者を  
直接、受領の許に派遣し、徴収していた<sup>(93)</sup>。競馬の乗尻酒肴料も近衛府  
職員への食料費という点で共通しており、騎射饗料と同様に大糧米のよ  
うな近衛府の財源から支出されていたと想定できる。

**弘筵** この他の諸国所課として弘筵の調達がある<sup>(94)</sup>。宝治元(一二四  
七)年の事例では、弘筵について「召二国々」とされ、伊予二枚、讃  
岐一枚、備前一枚が割り当てられていた。このうち、この三か国は他の  
行事に弘筵を調達した事例がある<sup>(95)</sup>。この時、讃岐は弘筵と共に円座を  
調達しているが、円座は古くは『延喜式』<sup>(96)</sup>に見え、鎌倉時代には便補  
保である円座保<sup>(97)</sup>から調達されていた<sup>(98)</sup>。便補保は朝廷の公事に必要な  
諸司納物の弁済状況の悪化に伴い、済物を特定の単位所領に割り振る形  
で鎌倉前期に建立されていった諸司の財源である<sup>(99)</sup>。弘筵も便補保であ  
ったかはともかく、円座と同様の国衙財源からの諸司納物であったと思  
われる。

**田楽装束** 院庁が催す経費として新座田楽の装束料がある。本座の装  
束は「社家沙汰」であるが、新座装束は「庁催」と院庁が催すことにな  
っていた。院庁は石清水八幡宮別当に装束の徴収を命じ、八幡別当が調  
達していた<sup>(100)</sup>。八幡別当による新座装束の調達は「例」とされているの  
で、この頃には恒例化していたものと思われる。八幡別当は社領や末寺

領から新座装束料を徴収したらしく、宇佐弥勒寺に「新日吉小五月会田  
楽装束用途拾貫文」が「勅役」として賦課されている<sup>(101)</sup>。

**成功** 他にも成功による経費調達がある。天福元(一二三三)年の例  
では、院を迎える御所の造営経費について社家から成功を申請し、除書  
交付を求めている<sup>(102)</sup>。宝治元(一二四七)年の例でも「社頭修造」につ  
いて「任官功」でまかなった旨が記されている<sup>(103)</sup>。

主に後嵯峨院政期以降の新日吉小五月会からその財源のあり方を見て  
きたが、競馬乗尻装束・酒肴料や弘筵の諸国所課が院政期から見られる  
様に、後白河院政期・後鳥羽院政期の財源のあり方もそう変わらないも  
のであったと思われる。

鎌倉期の朝廷財政については、白川哲朗氏、本郷恵子氏らの先行研究  
があり、公事用途料調達における諸国所課が困難化し、成功・献金の割  
合が大きくなっていったとされている<sup>(104)</sup>。新日吉小五月会の諸国所課では、  
徴収が困難であったという記述は管見の限りは見られない。それどころ  
か競馬の乗尻の人員が足りない一方で、乗尻装束は余っていた年もある<sup>(105)</sup>。  
史料の残存状況という問題はあるが、新日吉小五月会の経費調達は  
先行研究で取り扱われている諸行事よりも円滑におこなわれていたと思  
われる。

以上、述べたように新日吉小五月会の財源は狭義の神事の部分では院  
が設定した新日吉社の社領から支出され、院が奉納する流鏑馬・競馬の  
経費は運営する近衛府・北面・六波羅(幕府)が調達した。田楽装束は  
院庁が八幡別当から徴収し、競馬の装束・酒肴料や弘筵は諸国から徴収  
された。社家の運営を補助するために成功が給されることもあった。競  
馬の諸国所課は賀茂祭用途料や伊勢例幣料と同様に切下文などの法的根  
拠を持つ支払指図書に基づいていた可能性があった。

## 四、新日吉小五五月会の構造

前節までに新日吉小五五月会の祭礼内容・行事運営・財源について検討してきた。まず祭礼内容については、神馬・田楽・道張舞奉納などの神事と院御幸とそれに付随する流鏑馬・競馬に分かれていた。行事運営では、神事を新日吉社の社家が、院御幸を院庁が、流鏑馬と競馬は院庁の監督のもとに北面・近衛府が運営をおこなっていた。承久の乱後は流鏑馬を六波羅探題が運営に関与する様になった。財源では、基本的に神事の経費は新日吉社の社領から、流鏑馬の経費は承久の乱前は院司の役として、乱後は御家人役として徴収され、競馬の経費は院庁の監督のもとに近衛府が国家財源から調達した。この様に祭礼内容・行事運営・財源の全てで、新日吉社の神事と院御幸、それに付随する流鏑馬・競馬とで性格が分かれていた。新日吉小五五月会は、新日吉社の祭礼に院が御幸し、流鏑馬・競馬を奉納するという構図であり、神事を遂行する新日吉社が神事の運営をおこなって経費を負担し、一方で流鏑馬・競馬を奉納する院がその運営をおこなって経費を負担するのは当然であった。

これと同様の運営・財政構造が御願寺仏事に見られる。御願寺の仏事運営は基本的に官行事型では上卿・弁・史などの太政官機構・院庁と寺家によって、院司行事型では院庁と寺家によって担われた<sup>16)</sup>。もちろん、狭義の意味での仏事の運営を担ったのは寺家である。院中沙汰の場合、治天の君不在の際は後院沙汰でおこなわれた<sup>17)</sup>。仏事の経費は六勝寺など天皇御願寺の場合は永宣旨料物が<sup>18)</sup>、院御願寺の場合は荘園が願主の天皇・院によって設定されていた<sup>19)</sup>。また、仏事で僧侶などに賜う布施・被物などは院庁が沙汰し、院領から支出されていた<sup>20)</sup>。

院庁と寺家・社家による運営役割・財政負担の分担という点で新日吉小五五月会と御願寺仏事は共通している。新日吉小五五月会と御願寺仏事の神事・仏事そのものの経費は院が設定した荘園負担であり、いわば院の

間接的な負担である。一方、院が御幸して奉納したり、僧侶に賜ったりする被物・布施・流鏑馬・競馬の経費は院側の直接的な負担であった。神事・仏事の願主がその財源を設定するのも、御幸の際の奉納物・技能の費用を負担するのも当然である。

御願寺仏事の場合と同様に、新日吉小五五月会の願主であった院は小五五月会を「執行」<sup>21)</sup>すると言われる。この「執行」とは具体的には、社家による新日吉小五五月会の神事遂行を支援し、当日に新日吉社に御幸して御幣・流鏑馬・競馬を奉納することを指していた。御願寺の伝領と仏事の興行、仏事への御幸は治天の君の正当性を示すとされており<sup>22)</sup>、新日吉小五五月会の「執行」も同様の性格を持つと思われる。

新日吉小五五月会は「嘉元三年以後退転」<sup>23)</sup>し、鎌倉時代後期には史料上にあらわれなくなっていく。類似性を前述した御願寺仏事も同じ様に衰退が指摘され、その背景としては寺務職の相伝と荘園領有の複雑さが挙げられている<sup>24)</sup>。これらの要素を新日吉社で考えてみると、まず前者は後白河院政期より新日吉社検校職と附属する社領を妙法院門跡が相伝しており<sup>25)</sup>、小五五月会が衰退したとされる時期に始まったことではない。前述した社家の祭礼運営は妙法院門跡の許で問題なくおこなわれている。後者については、確かに新日吉社領の領家職を昭慶門院、室町院などが保持していた事例が見られ<sup>26)</sup>、領有体系が複雑であったことがうかがえる。しかし、新日吉社そのものは小五五月会が記録にあらわれなくなつてからも衰退した様子は見られず、神人の活動も見られる<sup>27)</sup>。つまり、新日吉小五五月会の衰退とは新日吉社そのものの問題ではなかった。新日吉小五五月会が史料上にあらわれなくなるのは、院御幸が途絶えたためである可能性が高い。院御幸の有無は院側の事情に依る。

## 五、新日吉小五五月会の変遷

**後白河院政期**

後白河院政期における新日吉小五月会の特徴としてあげられるのは、法住寺殿が院御所として機能しており、その鎮守祭であること、撰関や広範な貴族層の参列が見られないことである。特に藤原兼実が現役撰政であったのに参列していないことは、後鳥羽院政期以降の撰関参列の恒常化とは明確に異なる部分である。院からの参列の催促も全く見られないので、後白河院も撰関の参列をそもそも想定していないようだ。後白河院政期の新日吉小五月会は限られた院近臣を参列者とする規模の大きくない祭礼であったと思われる。

また、平氏によるクーデターで後白河院政が停止されている間に新日吉小五月会の記事は見えず、高倉院死後に後白河院政が復活するとまた新日吉小五月会の記事が現れる<sup>⑩</sup>。この時期の新日吉小五月会が院政というよりも後白河院個人に多くを依る性格を持っていたことがわかる。

後白河院は自らが建設した法住寺殿の鎮守祭として御幣・流鏑馬・競馬を鎮守神に奉納し、院御所の守護を祈ったのである。

**後鳥羽院政期**

後鳥羽院政期における新日吉小五月会の特徴としては、撰関など貴族層の幅広い参列、院西面による流鏑馬奉仕、法住寺殿の衰退があげられる。特に法住寺殿の衰退によって新日吉小五月会が院御所の鎮守祭では無くなったのは大きな変化である。それにも関わらず、新日吉小五月会が盛大に催されているのは、後鳥羽院によって祭祀に院御所の鎮守祭ではない新たな意味が付加され、再編されたことをあらわしている。再編された結果、新日吉小五月会は大規模祭祀となったのである。

後鳥羽院によって付加された新たな意味は後白河院政との連続性である。後鳥羽院が後白河院の象徴たる新日吉社に御幸し、小五月会に御幣・流鏑馬・競馬を奉納するのは、自らが後白河院政の継承者であることを示している。新日吉小五月会の「執行」が治天の君の正当性を示すようになつたのはこの時期からである。

後鳥羽院政期の新日吉小五月会は、専制君主のデモンストレーション

としての性格を持っていた。院御幸に随行する大勢の院司・北面武士らは後白河院の性格を継承した専制君主としての姿を如実に表している。

撰関以下の公卿・殿上人多数の参列が見られる背景としては、貴族層の院司化が進行し、後鳥羽院政のもとに多数の貴族官人層が院司として編成されていたことがある。院行事の増加に伴い、院司が院行事で勤める役と勲賞とが連関し、昇進を欲する貴族層は進んで院司になつていった<sup>⑪</sup>。院北面・西面による流鏑馬奉仕は後鳥羽院の掌握する国家の実質的最高軍事指揮権を象徴していた。院西面を分析された平岡豊氏は新日吉小五月会を後鳥羽院の閏兵式と評価している<sup>⑫</sup>。院西面は鎌倉幕府の在京御家人が院によって編成されたものであり、新日吉小五月会に於ける院西面に奉仕される流鏑馬とは、在京御家人による流鏑馬であった。流鏑馬の奉仕者選定は院が決めるものであり、後鳥羽院が幕府の介在無しに在京御家人を院西面として動員できる構造がそのまま新日吉小五月会の流鏑馬奉仕者選定にも反映されていたのである。

後鳥羽院政期は大局的には鎌倉幕府の成立という前代未聞の情勢にあり、荘園領主と地頭との紛争や寺社間紛争による強訴など諸問題が山積していた。こうした情勢下で専制権力が求められ、後鳥羽院政は専制化していった。後鳥羽院は法住寺殿の衰退によって意義を失いつつあった新日吉小五月会を再編して後白河院政を継承する専制君主のデモンストレーションとしたのである。

**承久の乱後**

承久の乱後、新日吉小五月会の様相は変化するが、その変化はほぼ流鏑馬のみである。その他の祭祀の次第、行事運営、財源などの要素に変化は見られない。流鏑馬の変化について、山本氏は流鏑馬の奉納の主体は院であり、院の要請によって始めて武家は流鏑馬を奉仕するのであり、主導権は院が握っていると見て六波羅探題が公家政権に対して主導的な立場にあつたとは言いがたいとした。

しかし、院の主導権とは、最初に幕府に要請するという程度のもので

しか無い。後鳥羽院は流鏑馬の奉仕者を自由に選定することができ、それは在京御家人らを自由に駆使できるという院の軍事指揮権の表現であった。しかし、承久の乱後の流鏑馬奉仕はまず院から「関東」に仰せ遣わされ、その後六波羅探題や在京人らが「関東下知」により、流鏑馬を奉仕するのであり、院は幕府を通さないと在京御家人らを流鏑馬に動員することはできない上にその選定に介入することはできない。承久の乱前と乱後では院の流鏑馬奉仕者の指名権は明らかに後退しており、院権力の軍事指揮権を象徴するものとはなり得なくなっていた。

承久の乱後、院西面は解体され、都での軍事動員は寺社強訴・紛争鎮圧に際し、院が個々の院西面Ⅱ在京御家人を動員した形式から、院の命が六波羅探題に下されて六波羅探題が在京御家人を動員する形式となった。院は国家の実質的最高軍事指揮権を失ったのである。新日吉小五月会流鏑馬の改変はこうした院権力の軍事指揮権喪失が背景となっていた。在京御家人の院西面への編成は幕府における將軍と御家人の主従関係を脅かすこととなり、在京御家人への院の軍事指揮権を象徴する新日吉小五月会流鏑馬を幕府が危険視し、改変させたのは当然であった。承久の乱後の院政は皇位継承者決定権や前述の軍事指揮権を喪失し、もはや専制君主ではなくなっていた。いわゆる専制的院政から制度的院政への転換である。改変後の新日吉小五月会はもはや専制君主のデモンストレーションでは無かった。

一方で新日吉小五月会の流鏑馬以外の要素を鎌倉幕府は問題視していない。幕府は院政という政治形態そのものを否定したわけではないのであり、院行事としての新日吉小五月会の存続は認めている。新日吉小五月会の願主であり、「執行」主体の院が幕府に流鏑馬奉仕を要請するのは当然である。

山本氏は後嵯峨院が後鳥羽院との連続性を強調するために新日吉小五月会を「執行」したとし、その後の龜山・後深草院は後嵯峨院の後継者

であることを示すために新日吉小五月会の「執行」を継承したとする。また、木村英一氏は幕府に依存する形で王権の權威を喧伝したとする。

前代の治天の君からの連続性と幕府への依存は制度的院政における治天の君の正当性を支えるふたつの要素であった。改変後の新日吉小五月会はこれらの要素を象徴するものとなった。専制的院政のデモンストレーションであった新日吉小五月会は乱後の制度的院政においてひとつの皇統の治天の君の正当性を示す行事として変質して存続していたのであった。

**両統迭立期** 皇統の両統迭立が確立し、後深草院、龜山院が没すると新日吉小五月会は史料上から姿を消し、小五月会への院御幸は停止されたと見られる。院御幸停止前の新日吉小五月会が象徴していたのは、前代の治天の君からの連続性と幕府への依存であるが、両統迭立の確立によって皇位継承は完全に幕府の意志に依るところとなり、前代の治天の君との連続性を強調する必要は無くなった。後深草・龜山以後の治天の君にとって新日吉小五月会の意義は失われたのである。前述した様に新日吉小五月会への院御幸は競馬の諸国所課など財政的負担も決して小さくはなく、意義を失った行事が停止されたのは必然であった。

## おわりに

本論で述べたことを簡単にまとめておきたい。

新日吉小五月会は新日吉社の祭礼であり、後白河院政以降、神事として神輿が出御し、各種芸能が催され、院が御幸し、流鏑馬・競馬を奉納した。行事運営は社家と院庁で分担され、社家が祭礼の中核である神事を、院庁が社家の運営支援と競馬・流鏑馬を掌った。競馬の運営は院庁の監督のもとに近衛府がおこなった。承久の乱後、流鏑馬の運営は六波羅探題が掌った。運営に太政官が関与することは無かった。祭礼の財源

も行事運営と同じく分担されており、神事や社殿造営の経費は新日吉社領から支出され、流鏑馬は院司役、御家人役として、競馬の乗尻装束・酒肴料は国家財政からの支出として諸国から徴収された。神事の財源は院が設定した荘園であり、願主としての院の間接的な支出である。奉納する競馬・流鏑馬の財源は院の直接的な支出であった。

こうした運営方式・財源のあり方は院中沙汰で仏事費用を荘園から、布施・被物を院領から支出した同時代の御願寺仏事と共通していた。治天の君は新日吉小五月会を「執行」するとされており、御願寺仏事が治天の君の正当性を示したのと同様の性格を新日吉小五月会は持っていた。後白河院政期の新日吉小五月会は、限られた院近臣を参列者とする院御所法住寺殿の鎮守祭であり、小規模な祭礼であった。

後鳥羽院政期、院御所法住寺殿の衰退によつて新日吉小五月会は院御所の鎮守祭ではなくなった。摂関以下公卿・殿上人多数が参列し、院西面による流鏑馬奉仕がおこなわれるなど大規模に催された。後白河院の象徴である新日吉社に大勢の院司を従えて御幸して流鏑馬・競馬を奉納し、それを観衆に見せつけることで後白河院を継承した専制君主後鳥羽院のデモンストレーションとして機能していた。

承久の乱後、流鏑馬を鎌倉幕府の下知を受けた六波羅探題・在京人らが勤めるようになる。これは承久の乱の結果、院西面が解体され、院権力の軍事指揮権が喪失したためである。乱後の新日吉小五月会は前代の治天の君からの連続性と幕府への依存を象徴する制度的院政の祭礼として存続した。皇統の両統迭立が確立したことで皇位継承者決定権を完全に幕府が握ることとなり、前代の治天の君との連続性を新日吉小五月会で象徴させる意義が無くなったために新日吉小五月会への院御幸が停止され、史料上から姿を消すこととなった。

註

- (1) 六波羅探題評定衆については、佐藤進「室町幕府開創期の官制体系」(『日本中世史論集』岩波書店 一九九〇年)、森幸夫「六波羅探題評定衆考」(『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会 一九九一年)など、在京人については、小泉宣右「御家人長井氏について」(『古記録について』続群書類従完成会 一九七〇年)、五味文彦「在京人とその位置」(『史学雑誌』八三の八号 一九七四年)、院政機構については、平岡豊「後鳥羽院西面について」(『日本史研究』三二六 一九八八 日本史研究会)、白根靖大「院司の基礎的考察」(『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館 二〇〇〇年)など。
- (2) 藤島益雄『小五月会競馬の起源并新日吉小五月会』新日吉神宮 一九七七年。
- (3) 渡辺智裕「新日吉小五月会の編年について」(『民衆史研究』四六一 一九九三 民衆史研究会)。
- (4) 山本真紗美「新日吉小五月会の成立と展開」(『鎌倉遺文研究』二二二 号 二〇〇八年)。以下山本氏の論は特に断らない限り、これに依る。
- (5) 遠藤基郎「結論」(『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会 二〇〇八年) 四〇〇頁参照。
- (6) 井原今朝男「中世国家の儀礼と国役・公事」(『歴史学研究』五六〇号 一九八六年)。
- (7) 佐々木宗雄「王朝国家期の仏事」(『古代文化』四五の二 一九九三年)。
- (8) 共同執行論については、遠藤基郎「天皇家王権仏事の運営形態」(『中世王権と王朝儀礼』(前掲) 初出は一九九四年)、同「平安中後期の家産制的儀礼と朝廷諸部局の動員」(五味文彦『中世の空間を説く』吉川弘文館 一九八五年)、諸国所課については同「摂関家・上皇

- ・皇族による諸国所課」(『中世王権と王朝儀礼』(前掲) 初出は一九九〇年)、同「五節舞姫献上・春日祭使の経営と諸国所課」(前掲『中世王権と王朝儀礼』 初出は一九九〇年)を参照。
- (9) 海老名尚「中世前期における国家的仏事の一考察」(『寺院史研究』三三三号 一九九三年)。
- (10) 菅真城「院政期における仏事運営方法」(『史学研究』二二五号 一九九六年)。
- (11) 上島享「平安後期財政史の研究」(『日本史研究』三六〇号 一九九二年)。
- (12) 中込律子「中世成立期の国家財政構造」(『歴史学研究』六七七号 一九九五年)。
- (13) 渡邊誠「俸料官符考」(『史学雑誌』一一四の一号 二〇〇五年)、同「俸料官符追考」(『史学研究』二六九号 二〇一〇年)。
- (14) 『玉葉』承安五(一一七五)年五月九日条、『山槐記』治承二(一一七八)年五月九日条、「山城真経寺所藏法華経裏文書」(貞永二(一二三三)年九)四月一日付尊性法親王書状(『鎌倉遺文』四四六三号)。
- (15) 嶋田泉「流鏑馬行事の成立」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』四〇巻 一九八七年)。
- (16) 『山槐記』永暦元(一一六〇)年九月二〇日条に神馬、田楽、師子舞、神輿渡、競馬などが見える。拙稿「城南寺祭の基礎的考察」(『九州史学』一五五号 二〇一〇年)参照。
- (17) 『猪隈関白記』正治元(一一九九)年五月九日条 以下正治元(一一九九)年の記述は特に断らない限り、これに依る。
- (18) 『猪隈関白記』承元三(一二〇九)年五月九日条 以下承元三(一二〇九)年の記述は特に断らない限り、これに依る。
- (19) 『猪隈関白記』正治二(一二〇〇)年五月九日条 以下正治二(一二〇〇)年の記述は特に断らない限り、これに依る。
- (20) 「山城真経寺所藏法華経裏文書」(天福元(一一三三)年)四月二一日尊性法親王書状(『鎌倉遺文』四四八二号)。
- (21) 『明月記』承元二(一二〇八)年五月九日条、『吾妻鏡』同年五月二九日条。
- (22) 『明月記』建保元(一一二三)年五月九日条。
- (23) 『猪隈関白記』承元三(一二〇九)年五月九日条。
- (24) 『葉黄記』宝治元(一二四七)年五月九日条 以下宝治元(一二四七)年の記述は特に断らない限り、これに依る。
- (25) 『葉黄記』宝治元(一二四七)年五月九日条。
- (26) 鈴木一見「後嵯峨院北面考証」(『国史談話会雑誌』第二一号 一九八〇年)。
- (27) 『葉黄記』宝治元(一二四七)年五月九日条に「承久三年以後、天福後堀川院有二臨幸、其後又絶了、雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>御幸<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>形行之、然而不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>流鏑競馬<sub>一</sub>也」とある。
- (28) 『吉統記』文永一〇(一二七三)年閏五月二四日条。
- (29) 『吉統記』文永一〇(一二七三)年六月六日条。
- (30) 『明月記』元久二(一二〇五)年四月一〇日条。
- (31) 『吉記』元暦二(一一八五)年一月二七日条。
- (32) 山本真紗美「新日吉小五月会の成立と展開」(前掲)。
- (33) 『吉記』寿永二(一一八三)年一月一日条。
- (34) 『玉葉』建久二(一一九一)年一月一日条。
- (35) 『玉葉』建久三(一一九二)年三月一日条。
- (36) 『都禅記』承元三(一二〇九)年八月三日条(『大日本史料』所収)。
- (37) 『玉葉』承安五(一一七五)年五月九日条。
- (38) 『玉葉』文治三(一一八七)年五月九日条。
- (39) 『古今著聞集』卷一〇馬芸。
- (40) なお城南寺祭は洛中の都市民が見物していた(『梁塵秘抄』四三九)。

- (41) 『猪隈関白記』 正治元(一一九九) 年五月九日条。
- (42) 『猪隈関白記』 正治二(一二〇〇) 年五月九日条。
- (43) 『猪隈関白記』 承元三(一二〇九) 年五月五日条。
- (44) 『猪隈関白記』 承元四(一二一〇) 年五月八日条。
- (45) 『民経記』 天福元(一二三三) 年五月九日条。
- (46) 『葉黄記』 宝治元(一二四七) 年五月九日条。
- (47) 『民経記』 天福元(一二三三) 年五月九日条。
- (48) 流鏑馬は「向<sup>二</sup>神輿<sup>一</sup>、有<sup>2</sup>作法<sup>1</sup>」(『葉黄記』宝治元(一二四七) 年五月九日条)とある様に神に奉納するという性格があった。競馬も同様と捉えられる。
- (49) 『古今著聞集』卷一〇馬芸。
- (50) 白根靖大「院司の基礎的考察」(前掲)。
- (51) 『山槐記』永暦元(一一六〇) 年九月二〇日条。拙稿「城南寺祭の基礎的考察」(前掲) 参照。
- (52) 『猪隈関白記』正治元(一一九九) 年五月九日条、正治二(一二〇〇) 年五月九日条など。
- (53) 『明月記』建暦二(一一二二) 年五月九日条。
- (54) 『民経記』天福元(一二三三) 年五月九日条。
- (55) 『葉黄記』宝治元(一二四七) 年五月九日条。
- (56) 『民経記』建長二(一二五〇) 年五月九日条。
- (57) 『葉黄記』宝治元(一二四七) 年五月八日条、同九日条。
- (58) 白根靖大「院司の基礎的考察」(前掲)。
- (59) 『経俊卿記』建長八(一二五六) 年五月九日条、『勘仲記』弘安三(一二八〇) 年五月九日条では、奉行院司が「流鏑馬交名」「射手交名」を院に進めている。
- (60) 『葉黄記』宝治元(一二四七) 年五月九日条に「奉行主典代」中原重俊の名が見える。

- (61) 『勘仲記』弘安三(一二八〇) 年五月九日条では「主典代重俊」が奉行院司の指示で杜家に開始の下知をしている。弘安七(一二八四) 年一二月九日条では「主典代職成」が開始の下知をしている。
- (62) 『葉黄記』宝治元(一二四七) 年五月九日条。
- (63) 新日吉小五月会には院北面、院御隨身、院主典代、庁官が参列していた。『葉黄記』宝治元(一二四七) 年五月九日条。
- (64) 『猪隈関白記』建仁三(一二〇三) 年五月九日条具注曆に新日吉小五月会について「院中沙汰」とある。
- (65) 「山城真経寺所藏法華経裏文書」(天福元(一二三三) 年) 四月二七日尊性法親王書状(『鎌倉遺文』四四八七号)、同五月八日尊性法親王書状(『鎌倉遺文』四四九一号) など。
- (66) 『勘仲記』弘安九年五月九日条に「武家北条武藏守(時村) 軽服之間、両方南方沙汰進<sup>レ</sup>之了<sup>1</sup>」とあり、通常は北方と南方が流鏑馬を沙汰していた。
- (67) 流鏑馬奉仕者の定文は六波羅で作成され、その後流鏑馬奉仕者(小早川茂平か)に書写されたものと思われる。「新出蔵島文書」建長五(一二五三) 年四月某日新日吉小五月流鏑馬定文案(『広島県史』古代中世資料編三 新出蔵島文書一一二号)。
- (68) 『実躬卿記』永仁三(一二九五) 年五月二五日条。
- (69) 平岡豊「後鳥羽院上北面について」(『国史学』一三〇号 一九八六年)。
- (70) 平岡豊「後鳥羽院西面について」(前掲)。
- (71) 拙稿「城南寺祭の基礎的考察」(『九州史学』一五五号 二〇一〇年) 参照。
- (72) 本郷恵子「院庁務の成立と商工業統制」(『中世公家政権の研究』東京大学出版会 一九九八年 初出は一九八八年)。
- (73) 中原俊章「諸寮司・官廷機構と地下官人」(『中世公家と地下官人』

- 吉川弘文館 一九八七年。
- (74) 『妙法院文書』永曆二（一一六一）年正月某日後白河院庁寄進状案  
〔『平安遺文』三二二二号〕。
- (75) 『田代文書』正和四（一一三一五）年五月某日付和泉大鳥莊地頭非法  
注進状〔『鎌倉遺文』二五五二五号〕。
- (76) 鴛田泉「流鏑馬行事と鎌倉武士団」〔『芸能史研究』九九号 一九八  
七年〕。
- (77) 『実躬卿記競馬奉行別記』弘安九（一二八六）年四月二四日条。
- (78) 『山槐記』永曆元（一一六〇）年九月二〇日条。
- (79) 『兵範記』久寿元（一一五四）年九月二九日条、仁安二（一一一  
六）年一〇月二一日条。
- (80) 『山槐記』永曆元（一一六〇）年九月二一日条。
- (81) 『山槐記』永曆元（一一六〇）年九月二〇日条。
- (82) 渡邊誠「俸料官符考」（前掲）。
- (83) 「東寺百合文書」某年（正安三（一一三〇一）年九）七月九日後伏見  
上皇院宣案〔『鎌倉遺文』二〇八二二号〕、同正安三（一一三〇一）年八  
月一九日伏見上皇院宣案〔『鎌倉遺文』二〇八四〇号〕山本氏は後宇多  
上皇院宣としており、妥当と思われるのでこれに従う。
- (84) 「東寺百合文書」永仁五（一二九七）年三月五日伏見天皇綸旨〔『鎌  
倉遺文』一九二九九号〕。
- (85) たとえば『葉黄記』寛喜四（一二三二）年九月二一日条。
- (86) 切下文については、川本龍市「切下文に関する基礎的研究」〔『史学  
研究』一七八号 一九八八年〕を参照。
- (87) 丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭」〔『日本史研究』三三九号  
一九九〇年〕、下向井龍彦「撰関期の斎院禊祭料と王朝国家の財政構  
造」〔『九州史学』一五六号 二〇一〇年〕。
- (88) 「九条家本延喜式卷十裏文書」承曆二（一一〇七八）年一二月三〇日

- 主税寮出雲国正税返却帳〔『平安遺文』一一六一号〕。
- (89) 『小右記』長和二（一一〇一三）年九月九日条、同長和三（一一〇一  
四）年四月二四日条。
- (90) 『延喜右近衛府式』大衣条、同行幸青摺条参照。
- (91) 『山槐記』永曆元（一一六〇）年九月二〇日条。
- (92) 『玉葉』治承四（一一八〇）年四月二五日条。
- (93) 『小右記』寛仁二（一一〇一八）年四月一日条、『今昔物語』卷二八  
越前守為盛、六衛府官人に付く語など。
- (94) 撰関賀茂詣でも弘筵は諸国から徴収することとなっていた。『執政所  
抄』御賀茂詣事。
- (95) 『玉葉』承久二（一一二二〇）年一一月五日条。
- (96) 『延喜民部省式』交易雜物条。
- (97) 『香川県史通史編 中世』香川県 一九八九年、一二五頁、田中健  
二執筆。
- (98) 『続吉記』文永八（一二七二）年一月二一日条。
- (99) 勝山清次「便補保の成立について」〔『史林』五九卷六号 一九七六  
年〕。
- (100) 『吉統記』文永一〇（一二七三）年六月六日条。
- (101) 「菊大路家文書」元応元（一一三一九）年八月某日弥勒寺権別当方祇  
候人数等定書〔『鎌倉遺文』二七二二二号〕。
- (102) 「山城真経寺所藏法華経裏文書」貞永二（一二三三）年九）四月一  
日尊性法親王書状〔『鎌倉遺文』四四六三号〕、同天福元（一二三三）  
年四月二七日尊性法親王書状〔『鎌倉遺文』四四八七号〕、同（天福元  
（一二三三）年九）五月八日尊性法親王書状〔『鎌倉遺文』四四九一  
号〕、同天福元（一二三三）年六月二五日尊性法親王書状〔『鎌倉遺  
文』四五二八号〕。
- (103) 『葉黄記』宝治元（一二四七）年五月九日条。

- (104) 白川哲朗「鎌倉期王朝国家の政治機構」(『日本史研究』三四七号一九九一年)、本郷恵子「朝廷財政の中世的展開」(『中世公家政権の研究』東京大学出版会 一九九八年、初出は一九九二年)。
- (105) 『実躬卿記』嘉元二(一一三〇四)年五月六日条。
- (106) 遠藤基郎「院政期の天皇家王権仏事」(前掲)。
- (107) 海老名尚「中世前期における国家的仏事の一考察」(前掲)。
- (108) 遠藤基郎「撰関家・上皇・皇族による諸国所課」(前掲)。
- (109) 川端新一「院政初期の立荘形態」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版 二〇〇〇年、初出は一九九六年)、丸山仁「院政期における御願寺と王家領荘園の形成」(『院政期の王家と御願寺』高志書院 二〇〇六年、初出は二〇〇〇年)。
- (110) 『兵範記』仁安二(一一六七)年七月七日条、同七月一五日程。
- (111) 『実躬卿記』正応元(一一八八)年五月九日条。
- (112) 遠藤基郎「鎌倉後期の天皇家御願寺」(『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会 二〇〇八年)。
- (113) 「元徳二年三月某日日吉社并叡山行幸記」(『群書類従卷三 帝王部』所収)。
- (114) 遠藤基郎「鎌倉後期の天皇家御願寺」(前掲)。
- (115) 「妙法院文書」康永三(一一三四四)年七月某日亮性法親王斤解(『大日本史料』所収)。
- (116) 「竹内文平氏所蔵文書」嘉元四(一一三〇六)年六月一二日昭慶門院御領目録(『鎌倉遺文』一一二六六一号)、「山城天龍寺文書」正慶元(一一三三二)年六月某日山城臨川寺領目録(『鎌倉遺文』三一七七一号)。
- (117) 「山城妙法院文書」元亨元(一一三二二)年六月六日後宇多上皇院宣案(『鎌倉遺文』二七八〇二号)、『園太曆』貞和三(一一三四七)年八月八日条、同五(一一三四九)年三月二八日条など。
- (118) 『玉葉』文治三(一一八七)年五月九日条。

- (119) 『玉葉』養和元(一一八一)年五月九日条、『吉記』同日条。
- (120) 白根靖大「院司の基礎的考察」(前掲)。
- (121) 平岡豊「後鳥羽院西面について」(前掲)。
- (122) 『葉黄記』宝治元(一一二四七)年五月九日条。
- (123) 木村英一「六波羅探題の成立と公家政権」(『ヒストリア』一七八号 二〇〇二年)。
- (124) 美川圭「院政」二四六〜二四九頁 中央公論社 二〇〇六年。
- (125) 木村英一「六波羅探題の成立と公家政権」(前掲)。

### 大学院演習『小右記』講読担当者一覧②

二〇〇四年〜二〇〇七年

演習日	担当条	担当者
二〇〇五年		
四月一五日	寛弘二年正月二七日条〜二八日程	山崎宣弥
四月二二日	寛弘二年二月四日程	大山美恵
四月二九日	寛弘二年正月二二日〜二四日程	齋藤拓海
五月二〇日	寛弘二年正月二五日〜二六日程	大下真季
五月二七日	寛弘二年二月九日〜一一日程	大山美恵
六月一〇日	寛弘二年二月一二日〜一六日程	齋藤拓海
六月一七日	寛弘二年二月一七日〜二二日程	大下真季
六月二四日	寛弘二年二月二二日〜二五日程	大山美恵
七月一日	寛弘二年二月二六日〜三月三日程	齋藤拓海
七月八日	寛弘二年三月五日〜八日程	大山美恵
七月一五日	寛弘二年三月八日程	大下真季
七月二二日	寛弘二年三月九日〜一八日程	齋藤拓海